

<屋外広告業関係者の皆様>

屋外広告物・業に関する手数料の一部が変わります

(令和8年4月1日施行)

受益者負担の適正化を図るため、県が徴収する屋外広告物・業に関する手数料の額が令和8年4月1日から変わります。

屋外広告物許可申請手数料		
区分	現在	改定後
第1種	1,330円	改定なし
第2種	130円	120円
第3種	1,590円	1,600円
第4種	390円	430円
第5種	260円	240円

屋外広告業登録手数料 屋外広告業更新登録手数料	
現在	改定後
10,000円	10,200円

<注意事項>

- 令和8年4月1日以降に土木事務所に到達した申請書は改定後の単価が適用されます。
- 上記のうち屋外広告物許可申請の手数料が適用されるのは、県内各町に屋外広告物を掲出する場合です。県内各市へ掲出される方は各市の屋外広告物担当課に御確認ください。
- 静岡県(静岡市・浜松市を除く)で屋外広告業を営む場合、**静岡県の屋外広告業の登録**が必要です。屋外広告業登録及び更新は下記の土木事務所へ申請してください。(県内に支店・営業所等を設置しない場合は、最寄りの土木事務所又は今後物件を掲出する予定のある地域を管轄する土木事務所に手続きをしてください。)

各種申請窓口(静岡県手数料徴収条例が適用される地域)

申請窓口	所在地/電話	広告物許可申請	屋外広告業登録・更新
下田土木事務所 都市計画課	下田市中531-1 0558-24-2110	東伊豆町 河津町 松崎町 南伊豆町 西伊豆町	下田市及び左記の町
熱海土木事務所 都市計画課	熱海市水口町13-15 0557-82-9185	—	伊東市 熱海市
沼津土木事務所 都市計画課	沼津市高島本町1-3 055-920-2221	清水町 長泉町 小山町 函南町	伊豆市 伊豆の国市 三島市 御殿場市 沼津市 裾野市 及び左記の町
富士土木事務所 都市計画課	富士市本市場441-1 0545-65-2243	—	富士市 富士宮市
静岡土木事務所 都市計画課	静岡市駿河区有明町2-20 054-286-9335	—	静岡市
島田土木事務所 都市計画課	島田市道悦5-7-1 0547-37-4181	吉田町 川根本町	藤枝市 焼津市 島田市 牧之原市 及び左記の町
袋井土木事務所 都市計画課	袋井市山名町2-1 0538-42-3292	森町	御前崎市 掛川市 菊川市 袋井市 磐田市 及び左記の町
浜松土木事務所 都市計画課	浜松市中央区中央1-12-1 053-458-7276	—	浜松市 湖西市

<お問合せ先> 屋外広告物法・条例に関すること
各種申請手続きに関すること

静岡県景観まちづくり課
静岡県各土木事務所都市計画課

電話: 054-221-3702

屋外広告物の許可期間の更新について

- 屋外広告物の許可期間更新については、許可期間満了の2ヶ月程度前に各土木事務所から「許可期間更新申請の案内」をお送りいたします。
- 案内通知がお手元に届きましたら、ご確認いただき、更新手続きをお願いします。
- なお、更新申請に係る審査に相当期間(静岡県許認可事項処理規程による標準処理期間:25日※)を要しますので、許可期間満了の30日程度前までに、各土木事務所へ更新申請書を御提出いただきますよう、お願いします。
- 屋外広告物法の趣旨を踏まえ、本県の屋外広告物行政の推進に皆様の御理解と御協力をよろしくお願いします。

※標準処理期間の25日には補正期間が含まれないことに御留意ください。

<屋外広告物法>

(目的)

第一条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

屋外広告業登録の更新について

屋外広告業登録の更新については、登録有効期間の満了の日の6ヶ月前から更新の申請を行うことができます。

ホームページ各種リンク

看板に関する相談・問合せ先一覧	屋外広告物の申請・更新について	屋外広告業登録・申請について
		